

令和元年 10 月 28 日

お客さま各位

長野信用金庫

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」について

令和元年台風第 19 号により、被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

今回の災害については、災害救助法が適用されたことにより、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対象災害となりました。

罹災により、お借入金のご返済が困難となるなど生活再建でお悩みの個人の方は、本ガイドラインを利用して、一定の要件下、住宅ローンなどの債務の免除や減額を申し出ることができます。当金庫では本ガイドライン利用にかかるお客さまからのご相談に適切に対応して参ります。

ガイドラインの詳細につきましては以下のリンク先をご確認ください。

- ・[「大規模災害に被災された皆さまへ」](#)
- ・[自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
\(一般社団法人 東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関HP\)](#)